

平成 29 年 11 月 16 日
独立行政法人国民生活センター

乳幼児による加熱式たばこの誤飲に注意

1. 目的

ここ数年、たばこ葉に火をつけずに、電氣的にヒーターで加熱などして吸う、新しいタイプのたばこ（以下、「加熱式たばこ」とします。）が発売され、煙やにおい、タールなどの吸入や空間への排出が少ないとされていることから販売数を伸ばしています。加熱式たばこの販売事業者の情報では、2016年12月時点で当該加熱式たばこの本体キットの販売台数が300万台を超え、加熱式たばこに完全に移行した消費者が約100万人に達した^(注1)とされており、他の事業者が販売する異なる形式の商品も販売地域を拡大させつつあります。

一方、加熱式たばこの使用前後のたばこ葉が入った部分を食べてしまったという事故情報が医療機関ネットワーク^(注2)に9件、PIO-NET^(注3)にも2件寄せられており、いずれも2016年度以降に発生したもので、被害者の年齢が判明している10件については、すべてが1歳5カ月までの乳幼児でした。

厚生労働省の「平成27年度 家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」^(注4)によると、小児の誤飲事故の原因の第1位はたばこで、今後、加熱式たばこの普及により、たばこ葉が入った部分の誤飲事故も増加することが考えられます。

そこで、加熱式たばこのたばこ葉の入ったスティックやカプセル（以下、「スティック等」とします。）の誤飲のリスクについて調査し、情報提供、注意喚起することとしました。

(注1) フィリップ モリス ジャパン合同会社 2017年3月2日プレスリリース

「フィリップ モリス ジャパン、企業ビジョン『煙のない社会を、ここ日本で』を発表」

<https://www.pmi.com/markets/japan/ja/news/details/プレスリリース-フィリップ-モリス-ジャパン-企業ビジョン-煙のない社会を-ここ日本で-を発表>

(注2) 消費者庁と国民生活センターとの共同事業で、消費生活において生命または身体に被害が生じた事故に遭い、参画医療機関を受診したことによる事故情報を収集するもので、2010年12月から運用を開始しました。2010年12月以降2017年9月末日までの伝送分。

(注3) PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのことです。件数は本公表のために特別に事例を精査したものです。2012年度以降受け付け、2017年9月末日までの登録分。

(注4) 厚生労働省「平成27年度 家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000146846.html>

2. テスト実施期間

検体購入：2017年9月

テスト期間：2017年9～10月

3. 加熱式たばこについて

加熱式たばこは、たばこ葉の入った専用のスティック等をそれぞれ専用の加熱する装置にセットして使用するものです。現在、国内で販売されているのは3タイプで、それぞれ形状や構造が異なった専用のスティック等を使用し、その呼称も各タイプで異なっています（表1、写真1参照）。

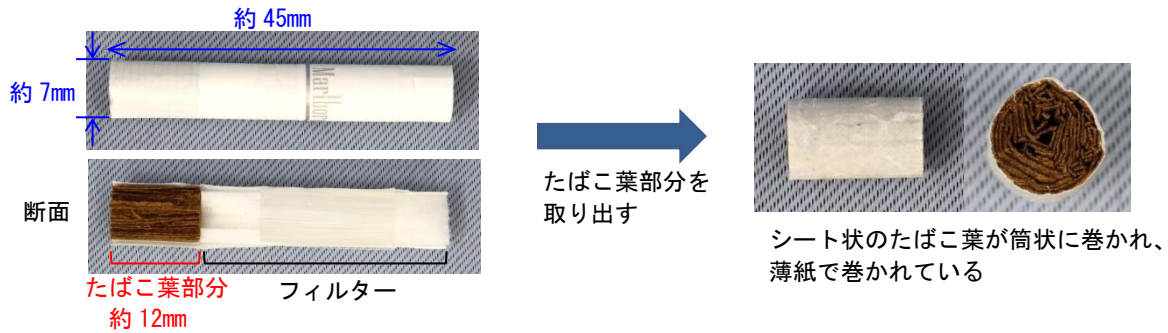
また、火を使わないため使用中には灰が出ず、使用後も火の始末が必要ないので灰皿は不要で、直接、ごみ箱へ廃棄することも可能とされています。

表1. 国内で販売されている3タイプの加熱式たばこ

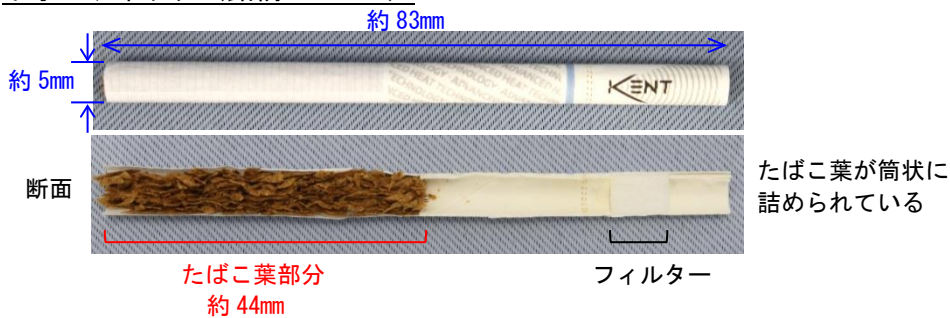
	IQOS (アイコス)	glo (グロー)	Ploom TECH (プルーム・テック)
販売者等	フィリップ モリス ジャパン合同会社	ブリティッシュ・アメリカン・タバコ・ジャパン合同会社	日本たばこ産業株式会社
本体キット	 <p>充電器</p>		 <p>カートリッジ</p> <p>USB 充電器</p>
外箱			
スティック等	<p>ヒートスティック</p> 	<p>ネオスティック</p> 	<p>たばこカプセル</p> 
概要	装置の加熱ブレードをヒートスティックのたばこ葉部分の中心に刺して直接加熱し、発生させた蒸気を吸うものです。	加熱する装置にネオスティックを挿入してたばこ葉部分を周囲から直接加熱し、発生させた蒸気を吸うものです。	カートリッジ内のリキッドを加熱して発生させた蒸気を、たばこ葉の入ったたばこカプセルを通して吸うものです。

写真1. 加熱式たばこのスティック等の形状

ヒートスティック（銘柄 No. 1～6）



ネオスティック（銘柄 No. 7～9）



たばこカプセル（銘柄 No. 10～12）



4. 事故事例

加熱式たばこの使用前後のたばこ葉が入ったスティック等を食べてしまったという事故情報は医療機関ネットワーク、及びPIO-NETに合わせて11件寄せられており、被害者の年齢が判明している10件すべてが1歳5カ月までの乳幼児でした。医療機関ネットワークに寄せられた事故情報は2016年度に受診したものが8件、2017年度に受診したものが1件で、PIO-NETに寄せられた事故情報は2017年度に受け付けられたものでした。

【事例 1】

父親の加熱式たばこの葉っぱの入っている部分全部を口の中に入れていたのに気がついた。急いで手で取りだした。その後普通にしていたので経過を見ていたが、1 時間後あたりからグッタリ、フラフラするようになったのでたばこのせいと思い、救急要請した。

(医療機関ネットワーク、受診年月：2017 年 6 月、女兒、1 歳 0 カ月)

【事例 2】

昼食を食べ、母がデザートを準備していた隙に父の部屋に行き、ごみ箱にあった加熱式たばこをなめていた。色はなめていたせいか茶色に変色し、中身は十分に保たれていた。母が見たときには、たばこは口の中ではなく、手に持っていた。すぐに母親が救急車を要請した。患児の状態が落ち着いており、帰宅として経過観察となる。

(医療機関ネットワーク、受診年月：2016 年 12 月、男児、1 歳 0 カ月)

【事例 3】

父の加熱式たばこの吸い殻を割って口に入れていたところを父が発見した。すぐに口からかき出した。

(医療機関ネットワーク、受診年月：2016 年 12 月、男児、9 カ月)

【事例 4】

口から加熱式たばこの葉を出しているのに母親が気づいた。加熱式たばこは 2cm くらい食べられていた。直後にたばこの葉と茶褐色の内容物を嘔吐^{おうと}、心配になり受診。受診時は機嫌よく、呼吸異常なし。

(医療機関ネットワーク、受診年月：2016 年 9 月、男児、1 歳 3 カ月)

【参考】

(1) 公益社団法人日本小児科学会による Injury Alert

公益社団法人日本小児科学会からは Injury Alert^(注5) が発表されており、2017 年 9 月 30 日時点で 5 件の事例が公表されています。これらはすべて 2016 年度以降に発生したもので、被害者の年齢は 8 カ月～1 歳 4 カ月でした。

(注 5) 公益社団法人日本小児科学会「Injury Alert (傷害速報)」
<https://www.jpeds.or.jp/modules/injuryalert/>

(2) 公益財団法人日本中毒情報センターによる注意喚起

公益財団法人日本中毒情報センターには 2016 年 1～12 月の間に加熱式たばこに関する問い合わせが 419 件あったとのことです。同センターでは、2016 年 7 月 15 日よりホームページで加熱式たばこによる誤飲事故について注意喚起を行っており、子どもの手が届かない場所に保管したり片付けるよう呼びかけています (図 1 参照)^(注6)。

(注 6) 公益財団法人日本中毒情報センター <http://www.j-poison-ic.or.jp/>
月別受信速報 > 2017 年 7 月「加熱式たばこについて」

図 1. 日本中毒情報センターによる注意喚起

加熱式たばこによる誤飲事故

加熱式たばこは、たばこの葉や液体の入ったカートリッジを専用の加熱式器具にセットし、電气的に加熱して発生した蒸気を吸引して使用します。多くは子どもの誤飲事故で、使用前のものを箱から出したり、使用後にゴミ箱に捨てていたものを取り出して口に入れる事故が発生しています。そのほか、使用後のカートリッジを浸した水やお茶などを成人が誤飲する事故も発生しています。

誤飲事故を防ぐために

- ◆ 使用前のたばこは子どもの手の届かない場所に保管する。
- ◆ 使用後はすぐに、子どもの手の届かない場所へ片付ける。
- ◆ 使用後のカートリッジを飲料の缶やペットボトルに入れない。



5. テスト対象銘柄

2017年9月時点で、国内で販売されている3タイプの加熱式たばこについて、東京都内で購入可能な全フレーバー（計12銘柄）をテスト対象としました（表2参照）。

表 2. テスト対象銘柄一覧

No.	商品名/フレーバー	販売者等 (法人番号)	内容量	販売価格 (税込)
IQOS 専用製造たばこ				
1	マールボロ・ヒートスティック・レギュラー	フィリップ モリス ジャパン 合同会社 (7010001067799)	各 20 本	各 460 円
2	マールボロ・ヒートスティック・バランスドレギュラー			
3	マールボロ・ヒートスティック・メンソール			
4	マールボロ・ヒートスティック・ミント			
5	マールボロ・ヒートスティック・スムーズレギュラー			
6	マールボロ・ヒートスティック・パープルメンソール			
glo 専用製造たばこ				
7	ケント・ネオスティック・ブライト・タバコ	ブリティッシュ・アメリカン・ タバコ・ジャパン合同会社 (6010403007032)	各 20 本	各 420 円
8	ケント・ネオスティック・フレッシュ・ミックス			
9	ケント・ネオスティック・インテンスリー・フレッシュ			
Ploom TECH 専用製造たばこ				
10	メビウス・レギュラー・フォー・ブルーム・テック	日本たばこ産業株式会社 (4010401023000)	各 5 カ プセル	各 460 円
11	メビウス・クーラー・グリーン・フォー・ブルーム・テック			
12	メビウス・クーラー・パープル・フォー・ブルーム・テック			

※このテスト結果は、テストのために購入した商品のみに関するものです。

6. テスト結果

(1) 形状、サイズ等

すべての銘柄は子どもが誤飲しうる形状で、また、12銘柄中9銘柄は、子どもの口腔内に容易に収まるサイズでした

各銘柄の加熱式たばこのスティック等のたばこ葉部分について、子どもが誤飲しうる形状やサイズであるのかを調べました。

No. 1～6 は、外箱のふたを開けると、その中に 10 本ずつ 2 組が銀紙に包まれて入っており、No. 7～9 も 20 本まとめて銀紙に包まれて入っていました。No. 10～12 は外箱の中には、加熱して蒸気を発生させるリキッドの入ったカートリッジ 1 本とカプセル 5 個が入っており、カプセルは 1 個ずつ PTP 包装シートに入っていました（写真 2 参照）。

No. 1～6 は直径約 7mm、全長約 45mm で、たばこ葉部分は全長約 12mm で、シート状のたばこ葉が筒状に巻かれ、その外側を薄い紙で巻いた構造になっていました。No. 7～9 では直径約 5mm、全長約 83mm で、たばこ葉部分は全長約 44mm で、細かいたばこ葉が筒状に詰められていました。No. 10～12 はカプセルの直径が最も太い部分で約 10mm、全長約 24mm で、カプセルの中には粉末状のたばこ葉が入っており、カプセルの片側はフィルター、もう片側は格子状に小さな穴が開いていました。No. 1～9 のたばこ葉部分は紙で巻いただけなので、子どもが口に入れるとすぐに、たばこ葉が口腔内に直接触れたり、唾液が浸み込むと考えられます。No. 10～12 のたばこ葉はカプセルの中に入っていますが、噛むなどしてカプセルのフィルターが取れる可能性があり、また、カプセルが壊れることなく口に入れたり、誤飲した場合でも、唾液や消化液が、フィルターに浸透して透過したり、格子を通してカプセル内のたばこ葉に到達し、唾液や消化液に溶出したたばこ葉の成分を容易に摂取するおそれがあると考えられます。以上より、すべての銘柄で、子どもが誤飲しうる形状と考えられました（写真 1 参照）。

さらに、各銘柄の加熱式たばこのスティック等が子どもの口腔内に収まるサイズかを、安全玩具基準（ST 基準）の飲み込み、窒息の危険性の有無を判定するのに用いられる試験器^(注 7)を参考までに用いて調べました。

その結果、No. 1～6、10～12 の 9 銘柄は全体が試験器に完全に収まり、3 歳未満の子どもの口腔内に容易に収まるサイズでした（写真 3 参照）。

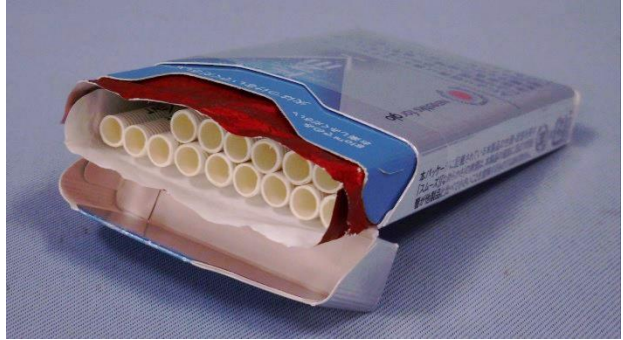
(注 7) 一般社団法人日本玩具協会が策定している安全玩具基準「ST-2016」の中で、玩具及びその分離可能な小部品について、36 カ月未満の子どもによる飲み込み、窒息の危険性がないかを判定する試験器。内径約 3cm の円筒で、この円筒に収まってしまうものは飲み込み、窒息の可能性がります。

写真2. 外箱に入った状態の加熱式たばこのスティック等

No. 1~6 (写真は No. 1)



No. 7~9 (写真は No. 7)



No. 10~12 (写真は No. 10)



カプセルは PTP 包装シートに入った状態



カートリッジ

写真3. サイズチェックの様子



内径：約 3cm

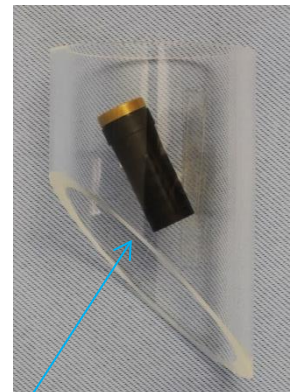
No. 1~6



No. 7~9



No. 10~12



試験器に完全に収まる

(2) たばこ葉中のニコチン量

すべての銘柄で、1本分のたばこ葉には嘔吐を引き起こすおそれのある量のニコチンが含まれていました

加熱式たばこは、たばこ事業法施行規則により定められている製造たばこのひとつ、「パイプたばこ」に該当します^(注8)。紙巻たばこには、財務大臣の定める方法により測定したたばこ煙中に含まれるタール量及びニコチン量の表示義務がありますが、加熱式たばこにはなく、また、いずれのたばこでも、たばこ葉中のニコチン量を表示する義務はありません^(注9)。

そこで、誤飲した場合を想定し、テスト対象銘柄のたばこ葉自体に含まれるニコチン量を調べました^(注10)。

その結果、各銘柄の1本分のたばこ葉中のニコチン量は、No. 1～6及び10では5～6mg、No. 7～9では約2mg、No. 11及び12では約7mgでした(図2参照)。なお、No. 10～12ではフィルターからもニコチンが検出されました。

公益財団法人日本中毒情報センターによると、ニコチン2～5mgの摂取で吐き気を催す可能性があるとされています。従って、すべての銘柄で、1本分のたばこ葉を誤飲してしまうと嘔吐を引き起こすおそれがあることが分かりました。

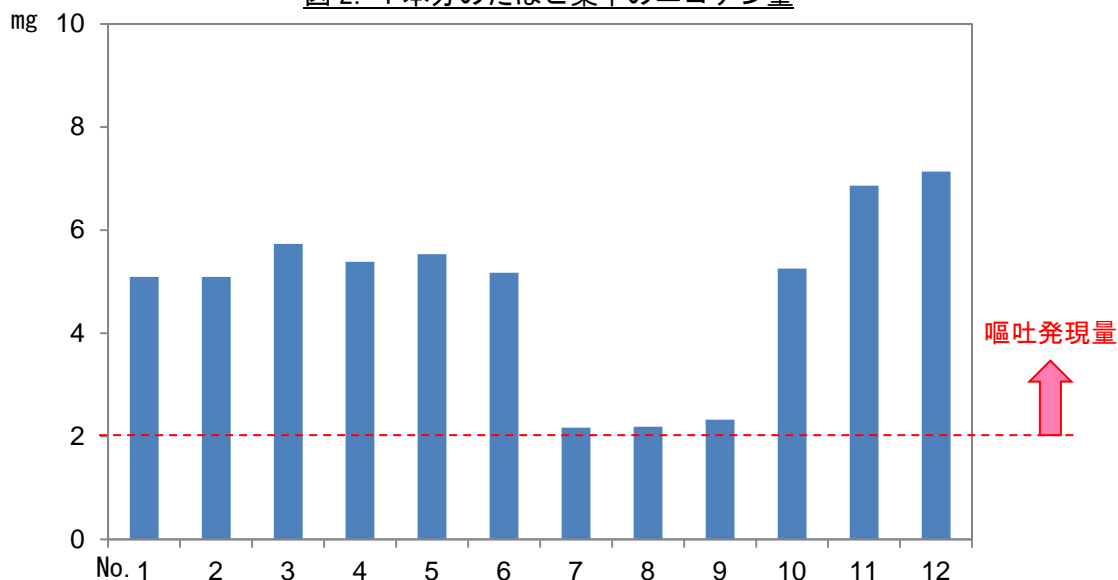
(注8) たばこ事業法施行規則第三十六条第一項

(注9) たばこ事業法施行規則に、たばこ葉中のニコチン量の表示に関する記載はありませんでした。

(注10) 紙巻たばこ1本分のたばこ葉に含まれるニコチン量は9～28mg。

(「発生状況からみた 急性中毒 初期対応のポイントー家庭用品編」日本中毒情報センター編より)

図2. 1本分のたばこ葉中のニコチン量



(3) 表示等

スティック等や本体キットの商品のパッケージ、ユーザーガイド等、及び販売者の運営する商品の公式ホームページに記載されている各銘柄の表示を調査しました^(注11)。

(注11) 販売者の運営する商品の公式ホームページは、2017年9月時点の表示を調査しました。

1) スティック等の商品パッケージの注意表示

誤飲に関する注意が記載されている銘柄はありませんでした

各銘柄のスティック等の商品パッケージの注意表示を調べたところ、いずれの銘柄にも喫煙のリスクや、妊娠中・未成年者の喫煙に関する注意表示はあったものの、誤飲に関する注意喚起や、ニコチン量の記載はありませんでした(10. 参考資料(1)表3参照)。

なお、たばこ事業法では、紙巻たばこでも加熱式たばこでも、誤飲に関する注意喚起の表示義務はありません^(注12)。また、前述のとおり、紙巻たばこには、たばこ煙中に含まれるタール量及びニコチン量の表示義務がありますが、加熱式たばこにはなく、いずれのたばこでも、たばこ葉中のニコチン量を表示する義務はありません。

(注12) たばこ事業法施行規則には、誤飲に関する注意喚起表示の記載はありませんでした。

2) 本体キットのパッケージ等の注意表示

すべての銘柄で、子どもの手の届くところに置かないようにといった旨の記載がみられました

各銘柄の本体キットのパッケージやユーザーガイド等の同梱^{どうこん}されていたものについて、誤飲への注意喚起の記載を調べたところ、No.1~6の6銘柄(1タイプ)では、関連するすべての付属品について、子どもの手の届くところに置かないよう、ユーザーガイドに注意が記載されていました。また、No.7~12の6銘柄(2タイプ)では、誤飲や負傷の可能性があるため、関連するすべての付属品について、子どもの手の届くところに置かないよう、ユーザーガイドに警告として記載されていました(10. 参考資料(2)表4参照)。

なお、No.1~6(1タイプ)の銘柄では、本体キットを店舗で購入した際に配布された使用済みスティック入れに、子どものスティックの誤飲事故を防ぐため、保管や廃棄に十分に注意するよう促す表示がみられましたが、これはNo.1~6を購入するたびに配布されるものではありませんでした(写真4参照)。

写真 4. 使用済みスティック入れ

(本体キットを店舗で購入した際に一緒に配布)



3) ホームページの注意表示

誤飲への注意については、6 銘柄 (1 タイプ) では記載がみられましたが、他の 6 銘柄 (2 タイプ) ではみられませんでした

各銘柄の販売者が運営する商品の公式ホームページについて、誤飲への注意喚起や、ニコチン量の表示を調べました。誤飲に関する注意表示について、No. 1~6 の 6 銘柄 (1 タイプ) では、子どもによるスティックの誤飲事故を防ぐため、保管や廃棄に十分に注意するよう記載がありましたが、他の 6 銘柄 (2 タイプ) でみられませんでした (10. 参考資料 (3) 1) 表 5 参照)。なお、各公式ホームページは、会員登録をしなければトップページ以外を閲覧することができませんが、No. 1~6 の 6 銘柄 (1 タイプ) の誤飲に関する記載の一部はトップページでも確認できました。また、たばこ葉中に含まれるニコチンの量については、いずれの銘柄でも言及されていませんでした。なお、No. 1~6、及び No. 10~12 の 9 銘柄 (2 タイプ) では、蒸気にニコチンが含まれるが、確立された測定方法や法令上の義務がないためニコチン量を表示していない旨の記載がみられました (10. 参考資料 (3) 2) 表 6 参照)。

7. 消費者へのアドバイス

- (1) 加熱式たばこの使用前の1本分のたばこ葉中には、中毒症状が現れるおそれのある量のニコチンが含まれています。使用前後のたばこ葉の入ったスティック等は、乳幼児の手が届かない場所に保管・廃棄するようにしましょう

加熱式たばこのスティック等には乳幼児の口腔内に容易に収まるサイズのものがあり、その使用前のたばこ葉中には、1本分で嘔吐を引き起こすおそれがある量のニコチンが含まれています。また、加熱式たばこでは火の始末の必要がなく、直接、ごみ箱へ廃棄することもあるため、加熱式たばこのスティック等についても、紙巻たばこと同様、使用前後のスティック等は乳幼児の手が届かない場所に保管し、乳幼児に見えるところに廃棄するのはやめましょう。

また、液体の入った空き缶などに使用後のスティック等を廃棄すると、液体にニコチンが溶け出し、それを飲んでしまったときに吸収されやすくなるため特に危険です。液体の入った空き缶などに使用後のスティック等を廃棄するのはやめましょう。

- (2) 乳幼児が加熱式たばこのスティック等を誤飲した場合には、水や牛乳などを飲ませず、直ちに医療機関を受診しましょう

もし、乳幼児が加熱式たばこのスティック等を口に入れてしまったり、食べたり、飲み込んでしまったら、口の中にたばこ葉がある場合にはかき出し、水や牛乳などを飲ませずに、直ちに医療機関を受診しましょう。水や牛乳などを飲ませると、水分にニコチンが溶け出し、かえってニコチンが吸収されやすくなってしまいます^(注13)。

(注13) 公益財団法人日本中毒情報センター <http://www.j-poison-ic.or.jp/>
一般の皆さま > 中毒事故発生時の対応 > 「中毒事故が起こったら（家庭でできること、やってはいけないこと）」

8. 業界への要望

- (1) 乳幼児が容易にたばこ葉の入ったスティック等を取り出せないよう、外箱の構造等の改善を要望します

加熱式たばこの使用前のスティック等のたばこ葉中には、1本分で嘔吐を引き起こすおそれがある量のニコチンが含まれています。乳幼児が容易にスティック等を取り出せないよう、外箱の構造等の改善を要望します。

- (2) 乳幼児によるたばこ葉の入ったスティック等の誤飲を防止するため、商品パッケージの表示やホームページ等により、保管・廃棄には十分に注意する旨の啓発をより一層推進するよう要望します

加熱式たばこについても、乳幼児のスティック等の誤飲事故が発生していますが、いずれの銘柄でもたばこ葉の入ったスティック等の商品パッケージに注意表示はありませんでした。また、すべての銘柄の本体キットのユーザーガイドでは、関連するすべての付属品について、乳幼児の手の届くところに置かないようにといった趣旨の注意または警告がみられました。乳幼児によるスティック等の誤飲防止のため、保管や廃棄には十分に注意するよう、商品パ

パッケージの表示やホームページ等による消費者への啓発をより一層推進することを要望します。

○要望先

一般社団法人日本たばこ協会 (法人番号 1010405001087)

○情報提供先

消費者庁 消費者安全課 (法人番号 5000012010024)

内閣府 消費者委員会事務局 (法人番号 2000012010019)

内閣府 子ども・子育て本部 (法人番号 2000012010019)

財務省 理財局 総務課 たばこ塩事業室 (法人番号 8000012050001)

文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課 (法人番号 7000012060001)

厚生労働省 健康局 健康課 (法人番号 6000012070001)

厚生労働省 子ども家庭局 保育課 (法人番号 6000012070001)

厚生労働省 子ども家庭局 母子保健課 (法人番号 6000012070001)

厚生労働省 医薬・生活衛生局 医薬品審査管理課 化学物質安全対策室
(法人番号 6000012070001)

公益社団法人日本小児科学会 (法人番号 5010005018346)

公益財団法人日本中毒情報センター (法人番号 6050005010703)

本件問い合わせ先

商品テスト部：042-758-3165

9. テスト方法

○ニコチン量の定量

加熱式たばこのスティック等のたばこ葉を均一化し、その一定量にアンモニア水を加え、トルエンで抽出した後、0.05mol/L 塩酸に転溶し、水酸化ナトリウム溶液及びトルエンを加えてトルエンに転溶し、トルエンで希釈してガスクロマトグラフ-質量分析計 (GC/MS) で定量しました。

10. 参考資料

(1) 商品パッケージの表示

表 3. 注意表示一覧 (商品パッケージより)

No.	商品パッケージの記載
1~12	<ul style="list-style-type: none">●喫煙は、あなたにとって肺がんの原因の一つとなり、心筋梗塞・脳卒中の危険性や肺気腫を悪化させる危険性を高めます。(詳細については、厚生労働省のホームページ www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/main.html をご参照ください。)●妊娠中の喫煙は、胎児の発育障害や早産の原因の一つとなります。たばこの煙は、あなたの周りの人、特に乳幼児、子供、お年寄りなどの健康に悪影響を及ぼします。喫煙の際には、周りの人の迷惑にならないように注意しましょう。●人により程度は異なりますが、ニコチンにより喫煙への依存が生じます。未成年者の喫煙は、健康に対する悪影響やたばこへの依存をより強めます。周りの人から勧められても決して吸ってはいけません。

※ 全銘柄で、上記記載の3つのうちいずれか2つが記載されていました。

(2) 本体キットのユーザーガイドの表示

表 4. 注意表示一覧 (本体キットのユーザーガイドより)

No.	商品パッケージの記載
1~6	注意 IQOS デバイスのすべてのアイテムを子供の手の届く場所に置かないでください。
7~9	警告 本製品及び関連する付属品を乳幼児・子供の手の届くところに置いたり、遊ばせたり、掃除やメンテナンスをさせないでください。誤飲・窒息、その他思わぬ負傷を招く可能性があります。
10~12	警告 Ploom TECH に関連するすべてのアイテムを乳幼児・子供の手の届くところに置かない誤飲やおもわぬけがの原因となることがあります。

(3) 公式ホームページの表示

1) 誤飲に関する表示

表 5. 誤飲に関する表示一覧（商品ホームページより）

No.	ホームページの記載
1～6	<p>●IQOS 及びヒートスティックはお子様の手の届かないところに管理し、特に小さなお子様やペットがいらっしゃる場合には誤飲されることのないようご注意ください。</p> <p>○ヒートスティックの誤飲が起きないように。</p> <p>小さな子どもにとって、ものを口に入れることは、その形や触感を確認する行為だと言われています。</p> <p>使用する際は常に周りの方々、特にお子様に十分お気遣い頂くようお願い致します。</p> <p>○子どもの手の届く場所に置かない・捨てない。</p> <p>誤飲が起きないように</p> <p>お子様の手の届くところに置かないでください。</p> <p>テーブルや椅子、カバンの中、ごみ箱、空き缶</p>

※ ●の表示は会員登録せずに閲覧できるトップページにも記載されていましたが。○の表示は会員登録しないと閲覧できないページに記載されていました。

2) ニコチン量に関する表示

表 6. ニコチン量に関する表示一覧（商品ホームページより）

No.	ホームページの記載
1～6	<p>●IQOS 製品にニコチンは含まれますか？</p> <p>はい。IQOS ヒートスティック™はタバコ葉を原料としていますので、使用中に発生する蒸気にはニコチンが含まれています。</p> <p>●パッケージにタール・ニコチン値が書いていないのはなぜですか？</p> <p>一般のタバコと比べてどれくらいのタール・ニコチン値になるのですか？</p> <p>IQOS はパイプ製品に分類されており、タール、ニコチン値の測定方法が確立されておらず、法令上の義務もないため、従来のように数値をご案内することができません。</p>
10～12	<p>●ニコチンは含まれているのか？</p> <p>たばこ葉を使用していますので、ニコチンが含まれます。</p> <p>●タール・ニコチン値を書いていない理由は？</p> <p>プルーム・テック専用のたばこカプセルは「パイプたばこ」に分類されますが、パイプたばこについて確立された測定法が存在していないことから、タール、ニコチン値の記載はしていません。なお、法令上も、紙巻きたばこは異なり、パイプ用の製造たばこにタール、ニコチン量の表示は義務付けられていません。</p>